

(第一類 第九号)

第三十八回國會衆議院

商工委員會議錄

第二十四号

三十七

出席委員		午前十時三十九分開議	
委員長代理	理事小川 平二君	理事内田 常雄君	理事岡本 茂君
理事中村 幸八君	理事板川 正吾君	理事田中 武夫君	理事松平 忠久君
小沢 辰男君	神田 博君	神田 海部	齊藤 俊樹君
中垣 國男君	齊藤 憲三君	中垣 太郎君	首藤 新八君
中嶋 英夫君	中嶋 笹本 一雄君	中嶋 重光君	西村 力弥君
西村 力弥君	濱田 正信君	濱田 榮一君	伊藤卯四郎君
出席國務大臣	通商產業大臣 雄名悅三郎君	出席政府委員	(企業局長) 松尾 金藏君
委員外の出席者	通商產業事務官 松尾 金藏君	同 (片島港君紹介) (第二〇五〇号)	同 (中村英男君紹介) (第二一〇四号)
専 門 員 越田 清七君	同 (谷口善太郎君紹介) (第二一〇五号)	同 (河野密君紹介) (第二一〇七四号)	同 (中村英雄君紹介) (第二一〇五号)
四月十日	同 (中村英男君紹介) (第二一〇五一号)	同 (谷口善太郎君紹介) (第二一〇五号)	同 (中村英男君紹介) (第二一〇九七号)
物価上昇反対等に関する請願外五 十件 (片島港君紹介) (第二一〇五〇 号)	公共料金等諸物価抑制に関する請願 外四百四十二件 (安平鹿一君紹介) (第二一〇五四号)	同外七百三十一件 (西村力弥君紹介) (第二一〇五号)	同 (岡田利春君紹介) (第二一〇五二号)
同外三件 (久保三郎君紹介) (第二 〇九六号)	同外六件 (川上貢一君紹介) (第二 一〇〇号)	同外九件 (河野密君紹介) (第二一〇 五号)	同 (岡田利春君紹介) (第二一〇九八号)
同外二十件 (川上貢一君紹介) (第 二一六八号)	同外七件 (志賀義雄君紹介) (第二 一〇一号)	同外七百三十一件 (西村力弥君紹介) (第二一〇五号)	同 (中村英男君紹介) (第二一〇九九号)
同外六件 (河野密君紹介) (第二 六九号)	同外六件 (川上貢一君紹介) (第二 一〇〇号)	同外七十四件 (谷口善太郎君紹介) (第二一〇二号)	同 (中村英男君紹介) (第二一〇九九号)
同外四件 (島上善五郎君紹介) (第 二一七〇号)	同外二十件 (石山權作君紹介) (第 二一七一号)	同外七十四件 (谷口善太郎君紹介) (第二一〇二号)	同 (多賀谷眞龍君紹介) (第二二二 〇号)

七二号) 同外八件(島上善五郎君紹介) (第一一
二一七三号) は本委員会に付託された。
○小川(平)委員長代理 これより会議
を閉きます。
都合により委員長が不在でございま
すので、私が委員長の職務を行ないま
す。
工場立地の調査等に関する法律の一
部を改正する法律案を議題とし審査を
進めます。
質疑の通告があります。順次これを
許可いたします。中嶋英夫君。
○中嶋(英)委員 工場立地の調査等に
関する法律の一部を改正する法律案が
上程されておるのであります。これが
に関連するのではなかろうかと思われ
る低開発地域の促進の問題その他工場
立地の問題について、世論もこの問題を
相当重要視しておりますし、政府も
この問題について手を染めかけておる
ようであります。が、今回改正する意図
は、政府としてどこまで突っ込んで本
問題の解決に取組むのか、そういう点
熱意の度合いについてまず伺いたいと
思ふわけであります。從来調査をされ
た

てその資料をお持ちになつて、それを
れ発表されておると思うのですが、そ
の百六十六の地区においての工場立地
調査といふものはどの程度進行し、そ
の資料がどの程度に利用されておるの
か、これをまずお伺いしたいと思いま
す。

い調査をやるといふような重複調査の企業がまたそこにやって全く新しい立地を決定したかという点は、最終的なものは必ずしも十分にできておりませんけれども、従来までの利用状況で申しますと、一応これは本省の指導室に備えております資料だけで見ましても、三十五年度に千九百七件というふうになつております。立地指導室の資料の利用された機会が千九百七件という数字が出ております。各通産局もそれぞれ同じ程度の利用状況であろうと思います。

○中嶋(英)委員 この千九百七件というのは、調査の資料を提供を受けたといふ件数なのか、その調査の結果、実際にそこに事業を建設するという具体的な進行まで入れた件数なのか。

○松尾政府委員 これは立地指導室へ参りまして資料の提供を受けたところまでの確認でございまして、その後建設が行なわれたかどうかといふのは、現在特別の届出その他の方法がございませんので、そこまでの確認はいたしておりません。

○中嶋(英)委員 次に、それぞれの地点において調査を進められる場合に、その地区の地方自治団体の今後の計画あるいは工場誘致に対する方針、そういうものを十分に組み入れたもの、あ

るいはなお現状はこういう条件であるけれども水、道路、その他交通、港湾、そういった施設が今後対策を立てることによって適地になる、現在は適地でないが手を加えれば適地になる。それにはどれだけの企業としての負担がかかるのか、あるいは国なり県なり市なりが、これだけのことをすれば適地になるというところでまで突っ込んだ指導を含めての調査なのか、単に現状を分析するという調査なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○松尾政府委員 調査の項目は、一定の調査様式に基づきましてそろそろございますが、一応調査の目的が現在どういう立地条件を備えておるかといふことが中心でございます。しかしながら、地元におきまして将来この地区にはこういろいろ種類の産業が適しておるはずであるから、こういう種類の産業をもつと誘致したいという希望が当然出て参ります。そうなりますと、立地条件の現状の調査が中心ではございますけれども、それに敷衍しまして、地元の将来の要望というものが参考意見として付せられるということに相なると思います。

○中嶋(英)委員 今回の改正によつて、今局長からお話をあつたよくなどちらかといふと現状調査を、まあ地元の意向なども現状だらうと思うのですが、それを一步進めた何か積極的なものを政府として考えるのかどうか。その点を大臣からお伺いしたいと思ひます。

○椎名国務大臣 今局長から言いまして、従来の立地調査が大体において調査の重複を避ける、そして工業が進出しようという場合に、最もいい

地点を選ばせるという参考資料を提供され、いろいろな意味であつたわけであります。それではまだ不十分でござります。いろいろな工場、進出します。それに基づいて各工場が、現実にどういう業種から見て、あまり平面的な調査ではまだ物足りない。そういう点までもっと踏み込んだ調査を今回やる。それからまたその届出に基づいて、どれくらい進出しておるかという点をはつきりつかむために、新しく地方に工場が進出する場合には届出をしてもらら。その届出によって立地調査が、どれくらい具体的に各産業によつて利用され活用されておるか。そういう点を見、それからまたその届出に基づいて判断して、それが必ずしも適地じゃない、非常に大きなミステークをやつておる、見当違いをやつておるというような場合には、それに対して勧告をする。こうしたところまで立ち入りがないといふのが、今回の改正点でござります。これによって、ただ今まで資料を提供する、あとは勝手に利用して下さいということじゃなしに、政府といふたしましてももうと意欲を持って工場の適当なる進出、分散というものが行なわれるよう、これに意欲的な協力ををする。こういう点までいきたいといふのが、今回の改正点でござります。なお所得倍増計画、そして先進地方がすでにもう行き詰まつておるといふことで、地域の格差を是正するといふような意味からいいましても、この地方の工場配置といふものは、積極的に推進しなければならぬということをございまして、この法律を離れて、また一面上においては税制その他の便宜を供与するといふことになつておりますことは御承知の通りであります。そういう

ことと相待あまして的確な分散、配置の指導をしたいというのが、今回の改正の要点でござります。

○中嶋(英)委員 今の大臣のお話ですと、そろそろ積極的だと思えないのであります。どういふのは業種別に進出の構想なり計画なりを届出をしてもらつて、そして一方調査を進めておつて、ここがよからうというような調整をはからうといふのですが、問題はその適地適産といふますか、適地とは何ぞやということになると思う。適地を発見するといつて、もとの狭い日本ですから、適地といえはみんな適地です。特殊な産業を除いては、そら条件は変わつてないと思うのです。適地を作つていくといふ積極性があつてこそ、初めて積極的に過度の集中を排除して、分散あるいは所得の地域格差の解消といふことが言い得るのであって、今のお詫び程度の調整では、私は決して積極的な問題の解決に意図も姿勢であるとは言えないと思う。そこで適地といふのがそれぞれ業種から見て適地なのか、あるいは日本全体の経済の構造その他から見て、適地といふのをこれから作つていくんだという意味での適地なのか、何か探しているという感じであつて作つていくのも、そういう点何か相当突つ込んだものをお持ちならば、この際発表していただきたい。

の基本方針はどこまでも離れることがな
できませんが、しかし今御指摘になつ
たように適地を作つていくという点ま
で、もちろん考へなければならぬ。そ
の点ではあるいは道路、あるいは港湾
の修築、あるいは埋め立て、あるいは
工農用水の計画実施、そういうような
点は、もちろん各省にみな分かれてお
る問題でありますけれども、そういうう
ような点につきましては、さらに各省
において産業の基盤を造成する上に
おいて、はらばらではいかぬのであり
まして、建設あるいは通産あるいは運
輸その他各省と常に連絡をとりまし
て、そして比較的大工業が進出し得る
地点等につきましては、十分に過不足
のないような基盤の造成に当たりた
い、こうしたこと一面においては十分
に努力する考え方でござります。それ
と税制その他進出の場合の負担の軽減
等の問題、さらにその上に日本の国民
経済から見て、なお重化工业のこう
いうものがまだ足りない、あるいはこ
ういう地点には、まだこういう工业が
発達する可能性があるというような点
を、十分に当省としては立地調査にお
いて調査をいたしまして、そうして各
方面から見てこれならばといふような
判断が、自然生まれるように誘導して
参りたい、こういうわけであります。

○椎名国務大臣 その辺をはつきり具体的に伺いたい。申し上げた程度になつておりますが、これを今度は積極的に地方開発を進めるという構想は、この法律はその中の二つの受け持ちをある程度分担しておりますが、これによつて全部が解決されるわけではない。従つて別途に基盤整備の問題については、通産省は工業用水の問題、あるいは電力の問題、運輸省は港湾あるいは鉄道等の問題、建設省は道路の問題、それからいろいろな農地関係の問題につきましては農林の方も加わらなければならぬ、そういうような造成問題につきましては自治省、建設省それぞれ構想があるのであります。これがばらばらではないかぬので、関係各省と十分協議いたしまして、そこに適当な連絡調整をはかりつつ、盤の育成を進めて参る、こういうことになります。

○中嶋(英)委員 今の中嶋(英)委員の調査をするセクションは、担当大臣はどうなりますか。

○松尾政府委員 御承知のようにこの法律自体は、企業の側から見て、どこに新しい立地条件のいい地点があるかと、いろいろなことを探すための資料の提供、あるいは調査ということになつておるわけですが、今御指摘になりました工業地帯に立地条件を整備するための特別な構想と申しますのは、通産省では前に地域工業開発促進構想といふことで、全国主要な地域に積極的に公共投資をやって立地条件を整備すべきだ、従来もそれができるだけやつて参りましたが、さらに大きな構想だ、やるべきだということを申しておるわけなんです。今、大臣からもお話し

申し上げましたように、自治省、建設省でも、これはやや都市計画の構想ではございますけれども、やはり地方に大きな都市の建設をやりたい、それは同時に工業地帯を含んだ都市の建設をやりたいということになるわけであります。そういう構想の調整は、当然三省間で今話し合いをしておるわけでございますが、これは自民党の中にもそぞらなれば、打ち出されなければなりません。そのための特別委員会がございまして、そこでも今論議になつております。しかしこれは何も、そういう構想が完全にならなければ、打ち出されなければなりません。たゞ立地条件の整備をやらないといふわけではなくして、従来もできるだけやらうに推進されるであろう、そういう関係に相なつておるのでござります。

○中嶋(英)委員 建設省なり自治省なり通産省、この三省の間の総合調整といふのは、どこが軸になるというのまだきまつてないわけですね。結局まだ各個ばらばらで、そのばらばらの格好で話し合いをするという程度のものなんですね。その点は、大臣として、何か軸をほつきりおきめになつた方がいいかどうか、お考えありますか。

○椎名国務大臣 まだほつきりしてゐるわけじやありませんけれども、自然経済企画庁が大体その調整役になつて、各省の機能を過不足なく、そして調和的に進めるということになると思ひます。

○中嶋(英)委員 先ほどの御答弁で、進出産業に対する負担の軽減の問題のお話がございましたけれども、これに何か地方税の関係も含めてお考えな

のか、それは別なのか、国としての考え方なのか、お伺いしたい。これはもちろん地方税も含めてあります。

○椎名国務大臣 ここ数年前から、地方自治団体で工場誘致の条例などを作つて、固定資産税を減免するとか、その他いろんな負担の軽減と申しますが、あるいは恩典と申しますか、そういう制度を作つて工場誘致をやつておる。そのために成功した例があります。ただ、考えてみると、地方税を減免するということは、その地区的住民に対してもどういう関係になるのか、こういう問題があると思います。たとえば五年とか十年、長期間減免する、期間がく成する議員、もうやめた方がいいだろうと言う議員で、自治体の議会の中で相当問題が起きている面もあるわけです。

それから負担の軽減を受けない既設の産業との関係はどうなのか。それは、前から適地におけるんだからいいのじゃないか、それで済ませることのできる問題なのか、この辺はもつとじっくり掘り下げる議論を今後またいたしたいと思うのですけれども、とりあえずこの面は、むしろ國の方で大きな観察がござります。これは既存の産業に同時に税制上の恩典を与えるといふのは、あまり考えられないのではないかと思ひます。これが既存の産業が本当に栄えておるといふような場合、あまり考えられないのではないかと思ひます。これが既存の産業に同時に税制上の恩典を与えるといふことは考えておらないのであります。

○中嶋(英)委員 しりをたたくといふ説教条例といふものを認め、あるいは勧奨していくといふお考えなのか、そういう面は、むしろ國の方で大きな観察がござります。これは既存の産業に対する負担の軽減の問題の考えをお持ちか、ないか、こういふこ

のか、それは別なのか、国としての考え方なのか、お伺いしたい。これはもちろん地方税も含めてあります。

○椎名国務大臣 この問題についても、もう少し具体的に、関係各省ともっと協議を進めて参りたいと思っておりますけれども、大体の方向として

いろいろ議論の余地はありますけれども、地方自治団体等でいろいろな工場誘致の条例などを作つて誘致運動を起

京阪神、あるいは北九州、こういう地区にこれ以上の集中はいろいろな弊害が生まれてくる、従つて分散するんだ

といふのはなくて、すでに弊害が相

生むのか。現在弊害が起きて、その弊

害を除去するといふことについて、政

府としてどの程度の積極的なお考えを

持つておられるか、この点を伺いたい。

たとえば二、三年前ですけれども、本

州製紙で汚水の問題が議論になりました。これに對して水質保全の法律ある

いは工場排水等の規制に関する法律が

考へたら、そん然あるものの、意欲的

なものだと言えるかといふと、今度の

改正もやはりそういうものは乏しいの

じやないかという感じがするわけです。

こういう点について、もちろん調査

のための法律ですから、その他の関連

の施策を相待つて出していただきたい

と、ただ何か届出をさせる、勧告するこ

とができる、こういつても聞かなければ

ばそのままだ、そういうものであつて

は、何かそう大した変化はないんじや

ないか、こういうことになるんだろうと

思ひます。少なくともこの法律を作つ

ていく場合は、問題解決に一歩でも二

歩でも前進するものだといふ期待な

いから、減免措置とか、あるいは整減

の施策を一貫的にやつしていくといふお

話がございましたけれども、これに

何か地方税の関係も含めてお考えな

いから、ぜひ作つていくといふ姿勢で進めて

いただきたいと思う、今のところ不

分なようですが、それは別として。既

存の工場地帯、たとえば京浜あるいは

京阪神、あるいは北九州、こういう地

域にこれ以上の集中はいろいろな弊害

が生まれてくる、従つて分散するんだ

といふのは、もう少しあります。

○松尾政府委員 既成工業地帯には、今お話をございましたように、現在す

でにもう一部には工場の過度集中の弊

害が出て参つております。従いまして

今後過度集中をできるだけ防止して参

りたいといふことは当然でございます

けれども、しかし同時に、その地帯に

すでに工場が動いておる、その動

いておるという産業の実態に対しまし

て、あと足りない産業立地条件を何ら

がめんどうを見ない、補足をしない

といふことは、これは産業立地政策

からいつて、そういうことは当然許さ

れない問題でござります。この法律に基づきまして新しい立地条件の調査を移して参りたいということは、それは別の政策でござりますけれども、しかしながら同時に既成工業地帯に対して足りないところを補うということは、從来通り進めていかなければならぬわけでございますが、この点につきましては、御承知のように関係各省が経済企画庁に、既成工業地帯整備協議会という連絡の場所を持つております。ここで道路、港湾、水その他につきまして既成工業地帯の足りない点を補うようになります。年々公共投資その他で施策を進めて参りたいという考え方であ

なお今お話しの汚水の問題、それからさらさらに広い意味の産業公害の問題であります。が、汚水の問題につきましてはすでに御承知の立法がございまして、三十五年度におきまして幾つかの河川につきまして、すでに調査水域に指定されまして調査を始めております。そのうち三十六年度、本年度におきまして若干の水域は法律に基づく正式の指定水域になりまして、汚水処理施設がある一定の条件で強制をされるといたところで、実態が進行いたします。と思います。引き続き新しい調査水域の拡張をして、あの法律の施行をできるだけ推進して参りたいと思います。

さらに今お話しの空気汚染の問題は、御承知のように産業公害という問題の中でも、汚水問題に相次いでの問題でございまして、これは現在では関係各省、たとえば人体の被害というようなことを中心に厚生省、それから産業の側でそういう公害を出す方の立場か

ら申しまして通産省、あるいは関係の

思ひます

10

申しますか、そういう傾向にだんだん

中吸へておることですから、水が流れ

産業省、そういう各省にそれぞれまた
がった問題でござりますが、現在關係
各省におきましては、それぞれその分担
に基づきまして、予算面で申しまさる
に調査費がついておりまして、現在では
まだ調査の段階であると思ひますが、
これもだんだん調査を進んで参りまし
たので、現在一応關係各省それの
ところで、その対策研究会といふよ
うなもので空氣汚染に対する具体策の
検討に入つたというような段階にある
と存ります。

○中嶋(英)委員 私は規制をすると同時に、ただ規制だけでは実効が上がらないので、燃煙防除施設、機械設置についての助成を具体的に考えられなければならぬと思う。たとえば長期の低利貸資金を、それぞれの公害の多い都府県に対してプールさせて、それを運転することによって防除施設がそれぞれ設置される、こういう方向の私案を持つておるわけです。こういう点について具体的にお考へがあるか伺いたい。

○松尾政府委員 先ほど私が研究費を費

変わりつつあると思います。そういう意味におきまして通産省としましては、特にそのような大気汚染に影響の大きいような施設を作るような企業には、現在ではこれを強制する法律はないませんけれども、各通産局の行政指導によつて、当然そういう除害施設をある程度やるよう行政指導をやつてきました。そういう意味の通達も各通産局に出しておるわけであります。将来今申ました除害施設についての試験、研究その他が進んで参ります。それから、この問題はもう政治の段階であります。た以上の問題だらうと思うのです。これに對して調査研究の段階はもう過ぎている。害のあるということははつきりしている。技術的なきめ手も、十分とはいえないけれども、相当進んだものが現にある。現に設置をして成功している例は枚挙にいとまないほどあります。特に最近の新しい火力発電所の場合は、集塵機をつけることが必須の条件となつてゐる。それで成功している。こういう実績が発揮されていくときに、問題はもう政治の段階であります。

にあるというふうに、非常に抽象的に申し上げたかと思いますが、通産省内に産業公害研究会という、この問題に対する対策の場所が設けられましたのに

して、企業の負担についてもある見通しがつきますれば、おそらく法律でもって一般的に強制するという段階に進んで参ると思います。そうなれば当
あつて、特に資金的なきめ手を含めた政府当局の施策いかんにもかかっておる。それ以外はない。もう調査研究の余地がないというところまで進んでい

は、三十四年の八月以降でございま
す。現在まで三十五年度予算におきま
して煤煙の多い地区につきまして、全
部で全国八地区、約三百工場につきま

然國からある程度の援助は必要になつてくるだらうという方向で検討を進めております。

して実態調査を進めて参りました。同時に御指摘がございましたように、そのような防除施設をやつて参ります。ためには、まず第一にいい防除施設がござりまするが、それで問題があり

態、その弊害、これを明らかにしていくことが、工場立地の問題の解決に一番大事だと思うのです。その点が抜けたままでの、大臣おっしゃるよう自白をきいてございまして、ますから強制はできな

す。そのための試験研究として三十五年度、六年度引き続きまして相当額の試験研究費が計上されております。これは新規、継続合わせまして三十六年

日暮がてんこ盛りでござるから、要するに、いろいろのんきなことが言つていら
れるのだろうと思う。この実態を明らかにすることによって、もっと突っ込んだ強力な策定というものが——あら
きましては、多少関係省の資料も整いまして御報告したいと思います。

度も進めて参る予定でございます。同時に最近におきましては産業公害の中でも、この大気汚染の問題は非常に各方面の注目を浴びておることは御承知の如

自由経済とか計画経済ということではなく、たとえば人体の保健、健康管理上もうどうにもならぬというところまでてきておるわけです。たとえば現在の次に、所得倍増計画との関連についての御説明が先ほど大臣からありましたが、経済審議会の答申によりますと、産業立地の小委員会では、太平洋

通りであります。實際には、企業の側でも将来に備えて、あるいは現状のそろいを一般の批判にこたえて、ある程度の除害施設をやることの方が、むしろ常識であります。

交通騒音の問題も、非常事態になつてゐる状態についても、強制できぬ、強制できぬといつてゐるうちにどこへどうぶつかるか、目の前の喫緊事になつておる。大気汚染の問題は、これは四六時

律を使つてありますか。そこの構想、方針といつもののがどう立場に立つておられるか、あわせてお聞きいたしたいと思います。

○椎名國務大臣 この法律自体からそういう目的を引き出すことは無理だと

思うのです。これはもうばら進出しようと企業の方針にも関係する、国の方針にも關係のある問題であります、今の密集地帯にもぐり込んでいくといふことは、長い将来から見ると非常に不得策であるうと思われる。道路ももうほとんど行き詰まっている。その他の運輸機関も行き詰まっている。できるならば、新しい土地に進んでいきたい。いろいろな自然の制約、条件があるなら別問題ですが、それでも、機械工業なんかは相当長野とか、あるいは裏日本なんかに出でる状況から見まして、道路さえ整備すればよろしい。道路さえ整備すれば労働力も、大気の汚染なんかも全然ない、空気の乾燥状況もよろしい、そういうふたむしろ自然条件としてはいい条件に恵まれておるのでありますから、多くの場合は産業道路の問題である、こういふふうに考えるのでありますと、われわれといたましても、道路の問題は、建設省の問題だといふことではなしに、いやしくも内閣の方針として地域格差を是正する、工場を分散配置するといつのような政策を打ち出した以上は、この点は一つ率先してやっていきたい。この道路は産業道路としても重要であるといつよくなつて、どんどん意見を戦わして、そしてこの地域格差の是正、工場の分散配置の実現を期していきた

い、こう考えております。

○内田委員 だんだんお話を承つて参りました、この法律は無味無臭の法律で政

策を含んでおらない。調べてみまして、どうもこれはあまり法律にする必要はないと思う。行政措置で全部やれるのではないか。ことに今度の改正で

する、勧告とか届出とかいうものが出てきているから、そのところがいわゆる法規に関連するようあります

が、従来の法律といつものは調査に関する法律で、通産省は通産省の当然の仕事として調査をされればいい。そしてそれだけ予算に盛り込んでおけばいいということと、今度の改正を見て

も、どうも法律にする値打ちがなから

いじやないか。国会が混雑して困る程

度の形式的のものであつて、通産省の

工場立地、工場調査要綱なんかにして

おけばいいようなものではないかとい

う気がいたします。その証拠には、今

度あつちこつち直されても、やはり法

律の題は、工場立地の調査等と、「等」

という言葉を入れただけで調査に関する法律は、工場立地の調査等と、「等」

を勧誘するにしても、何にもなしに

あつち行けこつち行けと言ふわけにい

かない。でありますから、大体におい

てわれわれとして確信を持って指摘す

る法律です。ほんとうなら工場立地に

関する法律、工場配置法といふ理念

構想を盛り込んだ法律でないと、どう

も法律としての意義が乏しい。通産省

は通産省としてこれだけのことをどん

どんおやりになつたらよきそらだとい

う気がします。それはみんなにわかっ

てしまへん。

どちらも中嶋さん失礼しました。

○中嶋(英)委員 今度の開拓質問ではつきりしましたが、無味無臭だ。今まで

も無味無臭だったのですね。大臣の答

弁としては、この法律はさして差しつ

かえないでしよう、この法律を通しての

は何も問題はないでしようと言つて

す。私も同意です。だから、そういう

法律をかちわれが質問しなければ

ならない。調べてみまして、

も、どうもこれはあまり法律にする必

要はないと思う。行政措置で全部や

れるのではないか。ことに今度の改正で

策を含んでおらない。

調べてみまして、

と、勧告とか届出とかいうものが出て

きているから、そのところがいわ

ゆる法規に関連するようあります

が、従来の法律といつものは調査に関

する法律で、通産省は通産省の当然の

仕事として調査をされればいい。そし

てそれだけ予算に盛り込んでおけば

いいということと、今度の改正を見て

も、どうも法律にする値打ちがなから

いじやないか。国会が混雑して困る程

度の形式的のものであつて、通産省の

工場立地、工場調査要綱なんかにして

おけばいいようなものではないかとい

う気がいたします。その証拠には、今

度あつちこつち直されても、やはり法

律の題は、工場立地の調査等と、「等」

という言葉を入れただけで調査に関する法律は、工場立地の調査等と、「等」

を勧誘するにしても、何にもなしに

あつち行けこつち行けと言ふわけにい

かない。でありますから、大体におい

てわれわれとして確信を持って指摘す

る法律です。ほんとうなら工場立地に

関する法律、工場配置法といふ理念

構想を盛り込んだ法律でないと、どう

も法律としての意義が乏しい。通産省

は通産省としてこれだけのことをどん

どんおやりになつたらよきそらだとい

う気がします。それはみんなにわかっ

てしまへん。

どちらも中嶋さん失礼しました。

○中嶋(英)委員 今度の開拓質問ではつきりしましたが、無味無臭だ。今まで

も無味無臭だったのですね。大臣の答

弁としては、この法律はさして差しつ

かえないでしよう、この法律を通しての

は何も問題はないでしようと言つて

す。私も同意です。だから、そういう

法律をかちわれが質問しなければ

ならない。調べてみまして、

と、勧告とか届出とかいうものが出て

きているから、そのところがいわ

ゆる法規に関連するようあります

が、従来の法律といつものは調査に関

する法律で、通産省は通産省の当然の

仕事として調査をされればいい。そし

てそれだけ予算に盛り込んでおけば

いいということと、今度の改正を見て

も、どうも法律にする値打ちがなから

いじやないか。国会が混雑して困る程

度の形式的のものであつて、通産省の

工場立地、工場調査要綱なんかにして

おけばいいようなものではないかとい

う気がいたします。その証拠には、今

度あつちこつち直されても、やはり法

律の題は、工場立地の調査等と、「等」

という言葉を入れただけで調査に関する法律は、工場立地の調査等と、「等」

を勧誘するにしても、何にもなしに

あつち行けこつち行けと言ふわけにい

かない。でありますから、大体におい

てわれわれとして確信を持って指摘す

る法律です。ほんとうなら工場立地に

関する法律、工場配置法といふ理念

構想を盛り込んだ法律でないと、どう

も法律としての意義が乏しい。通産省

は通産省としてこれだけのことをどん

どんおやりになつたらよきそらだとい

う気がします。それはみんなにわかっ

てしまへん。

どちらも中嶋さん失礼しました。

○椎名國務大臣 工場の適正な地方分

散を勧誘するにしても、何にもなしに

あつち行けこつち行けと言ふわけにい

かない。でありますから、大体におい

てわれわれとして確信を持って指摘す

る法律です。ほんとうなら工場立地に

関する法律、工場配置法といふ理念

構想を盛り込んだ法律でないと、どう

も法律としての意義が乏しい。通産省

は通産省としてこれだけのことをどん

どんおやりになつたらよきそらだとい

う気がします。それはみんなにわかっ

てしまへん。

どちらも中嶋さん失礼しました。

○中嶋(英)委員 今度の大臣のお話では、

何か政府に工場の分散、過度の集中を

排除していく、あるいは強力な施策が

ないか、こういうふうに考えるわけ

は不十分である。こういう改正をした

いのだ、こう出し方を私は当然だ

らないのは、やはり政府の強力な施

策を推進するには、今までの法律で

は不十分である。法律をかちわれが質問しなければ

いけないでしよう、この法律を通しての

は何も問題はないでしようと言つて

す。私も同意です。だから、そういう

法律をかちわれが質問しなければ

いけないでしよう、この法律を通しての

は何も問題はないでしようと言つて

す。私は、どうも十分承つております。ただ

、どうも十分承つております。ただ

</

きない問題である。順を追つて進むべき問題であろう。現状ではこの法律に基づいて立地調査の資料をさらに広げて参る。同時に、この調査の結果の資料を適用して、はたして企業がどう工場建設をやられたのか。そういう現状把握も、現在の法律制度ではないわけです。少なくともこれで届出をしてもららう。現状把握もやってみた。さらに極端な場合には勧告といふところまで進めたい。もちろん完璧ではないと思いますけれども、一步でも前に進んで処理をしたいというのが、われわれの希望でござります。

○中嶋(英)委員 今の局長のお話では、調査の網を広げていくのですね。これは調査としては狭いより広い方がいいということが常識であると思します。ただイギリスの例を申されませんけれども、わが国の過度の集中からくる弊害といふものは、そういう他国との段階的に進んできた歴史を学ぶのです。とても追いついていけない、そのピッチはもっともつと早くなくてはいけない、こういう段階だらうと思います。従つて私は百六十六カ所が二百カ所所か三百カ所になつて、調査の網が広がついくことは常識的にはわかるけれども、差し迫つてくる現実は、むしろもっと少ない地点を作つていく、立地条件を整備していく。その地点をずつしろ數十カ所にとどめて、そこに重点的な施策を注ぎ込んでいくことが必要であるうと思ひます。そういう点の意欲といふものは、どうも本朝來大臣から伺つても何か從来を踏襲するような形である、これは問題があると思う。その点を知りたいわけです。その点は

○椎名國務大臣　われわれとしても日本は重化学工業を重点として、どういう工場配置を考えなければならぬといふような考へ方は持つております。これはまだ通産省の試案の程度でござりますけれども、従来の四大工業地帯というものはもう行き詰まっている。それで衛星工業地帯といふものを考へることはできるけれども、四大工業地帯といふものを、さらにまたふくらますようなことは不可能に近い。むろんそのほかに數力地点、六地點あるは七地點ぐらい中核的な産業の地帯がないか。港湾その他輸運関係、そういうた地勢の関係といふものから見て、そういう数力所の地点が考へられるのではないか。そのまた下に地方工業を中心とした産業地帯といふものを三十カ所ぐらい考へられるのではないか。大体だれが考へてもどんでもないところに大工業が行くはずはありません。やはりそこに相当広いバック・グラウンドがある。あるいはすぐそばに、りっぱな港湾あるいは手をかけるとりっぱな港湾になるというような条件を備えているといふようなところでないと、なかなか考へられない。そういうふうに大体考へてはおるのであります。それで自治省の基幹都市あるいは建設省のこれに類するような地方の基幹地帯、そういうふうな構想もあるようであります。が、それらとよく具体的に話し合えれば、ほん四大大工業地帯のほかに、将来日本はどういう地帯を産業の中核地帯として考えていくべきかといふような構想が、自然に出て来ると思うのであります。そしてこれはその地域々々で

いろんな競争があると思いますけれども、だれが考えたって第一そんなところへ大工業が行くはずがないというところは、考えてもむだなんですから。そういうものはやはり中心にしてそこにエネルギーあるいは運輸交通その他の経済産業の基盤を造成するといふ一つの立場をそこに求めるということになると、だんだん進んでいかなければならぬということを考えております。これはただ一応とにかく日本の工業立地の一つの觀点から写真をとって、そして自由な判断の資料にする、こういうことをござりますから、これと離れてそういう構想をもつて関係各省と協議を進めて参りたい。こう考えております。

工場適地の参考資料また調査によつて、われわれも今後の指導をやつていただきたい、こういうことでございまして、ただあんまり極端な間違つた方向に進む場合を考え、届出、勧告、こういふものをこれに書き加えたわけであります。もとよりその点が調査法の中心ではございませんけれども、あまり極端な場合には勧告をするという程度にした方がよからう、こういう判断のものにその前提として届出をさせました、そして工業の地方進出の大体の動向をこれで見る、そういう意味でござります。

○中嶋(英)委員 大臣はやはり極端な事例が、今後もあり得るとお思いであります。それはどう考へてもその付近で工業用水が見つからない。ところが自分だけだと思っていると、ほかにもうすでにそこをねらつておる連中が五つも六つも、ただ表面上の立地条件がいいからと、いいので、そこに土地を買ってどんどん計画を進めるといふ場合があり得るのでですね。そうして相当地進んでからごたごたが起つて、どうにも上げおろしがならない、という場合も予想されないことはない、そういうふうなことはしそつちゅう起こり得る問題ではないと思いますけれども、間々あり得る問題ではないかと思います。

○中嶋(英)委員 起こり得るし、現実にもあるのです。ということは過度深刻さを増していく現況だ、こうしたことだと思うのです。たとえ京都は京葉臨海工業地帯の造成が着々と進

んでおります。けつこうなことだと思ふのですが、あの全プランが実際に造成されて事業場が設置された場合、あの建設図は完全に過度集中の図であると私は思ふ。もうプランのうちから過度集中が十分に予想されている。それが一応脚光を浴びてけつこうなどとだということで推進されている。日に前に過度集中の弊害が起ころるといふ現況が放置されているのですね。こういふものがこの東京の周辺にあつて、一方ではおっしゃつたように、どう考へても無理じゃないかと思われるのに、工場誘致運動のために地方議員が東京やその他に高い旅費を使って来ているとか、いろいろな高価なパンフレットを作っているという面もあるのですね。これを放任する気なのかどうか。これを放任しないのだとするとならば、私は無味無臭の勧告、助言じゃなかろうと思うのです。そういうような考え方を、大臣からはつきりしたところを伺いたいのですが、それでもなお無味無臭のものとしてこれを運用されるお考えかどうか。

始まつて進出しようという計画を進め
ていいつておる。ところがその地区的醸
造会社の関係から水の問題で議論が
あつた。市は今でも熱心にどうしても
やろう、県は冷淡だ、こういう現状が
あるのです。これは今まで行政指導で
なさつてきたと思うのですが、もう問
題が始まつてから相当になると思いま
すけれども、いまだ解決したというこ
とを聞いておりません。この場合の進
出しよろとした会社の出資も相当なもの
があるだらうと思うのです。そういう
う点についてあまり実効が上がっていない
。今私が触れました京葉工業地帯
の問題についても、非常にけつこうな
計画でその成果を私も期待するもので
あります。が、あの計画が全部進んで工
場が誘致された場合、そのときがあら
過度集中の実態を作られたということ
は予想にかたくないわけです。こうい
う問題についてどういう行政指導をさ
れておるか。それから同時に、いかに
もひどい例があつた場合といいうのです
が、どの程度がひどくて、どの程度が
ひどくないのか、行政指導の場合の基
準がおありならば、その基準をお知ら
せ願いたい。

は確かに工業用水が不足ではございません。従いましてこういふ場合には、まあ今後の問題でありますから、具体的に申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思いますけれども、いきなり勧告をいうようなことで処置されるのではなくて、現実に水を使ひ工場の建設の時期あるいは操業の時期等について時期的な調節を行ないながら、片方に工業用水の補完的な施設をやつていけば、解決のめどがつくのではないかとか、そういう具体的な関係にあると思います。

それから西宮の例も、確かに御指摘のように非常に重大な問題であると思ひます。あの地点にあれだけ大きな埋め立てをやつて、そこで石油精製なり石油化学をやるということになりますれば、水の問題は非常に解決がむづかしい問題に当然当面するはずであります。企業自身がどうしてそういう判断を十分にしないのかと、いう点に、むしろ問題があるのでないかと思ひますけれども、その辺は、会社自身がその地点で必ずそれだけの水を使ひような工場建設を最終的にやるという決心で工場建設をやるのかどうか、また地元におきまして、いや水の問題は将来の問題として何とかなるといふよくながい判断で、工場誘致に熱心なのではないだらうか、そういういろいろな問題が伏在しておると思いますけれども、現在では御承知のようにまだ計画の段階であります。それに対して、地元に相当強い反対があるといふ段階でござりますので、それらの点は、まだ具体的

に私どもの方で深く立ち入っておりませんけれども、現在までに私どもの方も、特に地元の反対の御意見はいろいろな機会に伺つており、地元の通産局等とも連絡をとりまして、もう少し事態を究明して、できれば行政指導で、この問題の合理的な解決をはかつて参りたいと思います。

○中嶋(英)委員 大臣から先ほどお話をありましたように、施策としては地點を縮小してしぼつていただきたい、こういうお考えのようですけれども、私も、たとえば重工業地帯の場合、全国何百の調査をしても、何百の地点にこれを分散するということは不可能だと思います。四大工業地帯に次ぐ地帯としては、おそらく数点だろうと思うのです。その過去三、四年の調査の間に調べになつただけではなくて、ここならばという数点の地域が、すでに発見されておるかどうか、きょう無理ならば明日でもけつこうですから、そういう資料を、重工業地帯の場合はどうか。あるいは機械工業の場合はどうか。あるいは軽電機、重電機の場合、あるいは石油化学の場合等々、業種別にお調べをなすつておるそうでありますから、そういう調査をしただけのものが、あつたかどうか、二、四年前にわれわれが国会でこの法律を政府の提案によつて可決したわけですが、可決してよかつたといふものが何かおありになるかどうか、あるいはせつかく可決され立法されたけれども、どうも実効が上がらなかつた、従つて今度改正するのだ。そういうものならば、それだけの資料をまた提出願いたい。先ほど内田委員からも質問がありましたが、それで参りてもなんでもいいんじゃないのか、

そういう形で、私はこの改正案の審議をしたくない。やはりこれを審議することによって、日本の当面している、非常に深刻な問題になつてゐる過度の集中、これを解決する一助にしたいといふ意欲のもとにやつてゐるので、この点の資料をほしいと思います。

○椎名国務大臣 第一点の、大体四大地帯以外の重工業地帯は数ヵ所になるだろうが、具体的にきまつてゐるかどうかということにつきましては、まだ構想もございませんから、それらと十分具体的には申し上げる段階ではないと存ります。これは百万都市、あるいは地方幹幹都巿といったよだな他の省の構想もございませんから、それらと十分に協議検討いたしまして、そろしてそういうものを出す必要があれば、一本にしほって参りたい。それまではあまり具体的に申し上げることは、かそつて問題を複雑にすると存りますので、申し上げかねる存ります。

それから、すでに法律の効果はどうかという点でございますが、これは各地方通産局へおいでになつて、その状況をつぶさにお調べになるとよくわかれりますが、各通産局とも業界の方で、この調査を非常によく検討しております。ためにする調査でなくて、ほんとうにとらわれない、公平な立場に立つての調査、こういうものを業界は非常に欲しておりますが、さらに今回の改正を機会に、今度は各ども、機械工業といふ観点からどうか、化学工業からどうか、あるいはその他の重工業、雑貨工業はどうかというような、各地点についての特性等をよく研究して、そういう問題も追加して参りたい、こう思つてあります。これらが将来、地方工業分散の上において非常に大き

な指針になり、それを指導する上において、政府自身にとつても非常に大きな指針になるということを、われわれは期待しておるわけであります。

○中嶋(英)委員 私は今度の改正が、一步前進でありたいと思います。一步前進のその先にあるものは、どこへ向かって前進するのかと、いうことが大事だと思います。ただ前に足を出して、方向が誤つては何もなりません。従つて、その先をどのようにわれわれに理解させていただけるのか、それを明日でも一つ資料をいただきたいと思います。

それから京葉工業地帯の完成した場合、集中からくる弊害といふものは、私は水だけじゃないと思う。大気汚染の問題では、今まで四季の風の方向によつて、夏はひどいけれども冬はいいとか、冬はひどいけれども夏はいいとか、冬はひどいけれども夏はいいなどいろいろなところが、東京を含めて東京周辺にあるわけですが、千葉県の方が完成しますと、四六時中汚染された大気の中で一千数百万の、京葉を含めての京浜地帯の住民の呼吸器がよこれていく、こういう問題がある。それを含めて、過度集中の実態、今後なお深刻になつていく見通し等々、これに対する調査の段階から、実効ある策策実現の段階に移つたと思ひますが、そういう問題等について、次会またお伺いしたいと思います。

時間もありませんから、きょうはこの辺で私の質問を一応終わつておきます。

本案審査のため、來たる十四日金曜日午前十時より、当委員会に参考人の出席を願い、意見を聽取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川(平)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、人選、出頭の手続等に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川(平)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十二日水曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

商工委員会、社会労働委員会連合審
查会議録第一号中正誤

ペジ段 行 誤 正
八五 三〇多賀谷委 ○石田國務
大臣

昭和三十六年四月十三日印刷

昭和三十六年四月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局